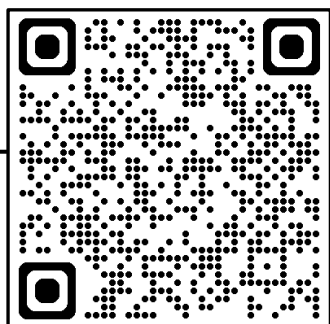


I 高圧ガス保安行政の動向

- ① 保安検査の方法を定める告示の一部を改正する告示について
(令和7年経済産業省告示123号)
- ② 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程
について(20251031保局第1号)
- ③ 容器保安規則等の一部を改正する省令等について
(令和8年経済産業省令第56号)



改正に係る詳細は、経済産業省やKHKのHPを参照ください。
↓ 高圧ガス保安法関係改正動向(上記QRコードからもアクセス可)
https://www.khk.or.jp/public_information/legal_trends/h_re_r06.html

1

② 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用についての一部を 改正する規程について(20251031保局第1号)

(I) 溶接容器の肉厚等の例示基準の見直し

(II) 圧縮水素スタンド等における使用可能な材料の追加、離隔距離等の見直し

(III) 液化ガスの定義の明確化

(IV) 使用可能な温度計の明確化

3

① 保安検査の方法を定める告示の一部を改正する告示について (令和7年経済産業省告示123号)

- 保安検査の方法で引用されている
高圧ガス保安協会規格(KHKS)等を2024年版に更新



高圧ガス保安協会HP: 保安検査基準
https://www.khk.or.jp/technical_standards/khks0850_khkkllks0850.html

2

(I) 溶接容器の肉厚等の例示基準の見直し

- 容器則例示基準において検査方法等として「目視」と定められている箇所について、
「目視」と同等の検査が実施できることを担保したうえで、
目視以外の方法を採用することが可能になるようにする。

- 容器則例示基準別添2「溶接容器の技術基準の解釈」において、
所要の条件を満たす鋼製LPガス容器の肉厚を海外の水準(ISO4706)と揃えるために、
肉厚の計算式を改める。
また、別添2における容器検査のうち、
膨張測定試験を全数ではなく抜取り試験で実施することができる容器について、
新たに所要の条件を満たす鋼製LPガス容器を追加する。

4

(Ⅱ) 圧縮水素スタンド等における使用可能な材料の追加、離隔距離等の見直し

○「一般則例示基準」・「コンビ則例示基準」・「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」において、 圧縮水素スタンド等における高圧水素用バルブ・継手や特定設備等の材料として使用できる **新たな材料**を追加する。

○一般則例示基準・コンビ則例示基準における「敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置」として、障壁を設置する場合の高圧ガス設備と障壁の間の距離を改める。
また、ガス製造設備等に使用できる材料の常用の **圧力上限を93 MPaに引き上げる**。

(Ⅲ) 液化ガスの定義の明確化

旧
「圧力」とは、第1号から第3号までの前段においては、ガスが現に有している圧力をいい、その圧力に到達するまでの手段（①機械的加圧②加熱③化学反応④その他）の如何を問わないこととする。
また、第1号から第3号までの後段及び第4号においては、ガスが温度上昇により理論上、将来到達するはずの圧力をいい、機械的加圧、化学反応による圧力は含まないものとする。

新
「圧力」とは、次の①から③までに掲げるものとする。
① 第1号の「常用の温度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が一メガパスカル以上となる圧縮ガスであつて現にその圧力が一メガパスカル以上であるもの」及び第2号の「常用の温度において圧力が〇・ニメガパスカル以上となる圧縮アセチレンガスであつて現にその圧力が〇・ニメガパスカル以上であるもの」における「圧力」とは、ガスが現に有している圧力をいい、その圧力に到達するまでの手段（機械的加圧／加熱／化学反応／その他）は問わないこととする。
② 第3号の「常用の温度において圧力が〇・ニメガパスカル以上となる液化ガス」中「圧力」とは、液化ガスの蒸気圧をいう。また、同号の「現にその圧力が〇・ニメガパスカル以上であるもの」中「圧力」とは、液化ガスが現に有している圧力をいい、その圧力に到達するまでの手段（機械的加圧／加熱／化学反応／その他）は問わないこととする。
③ 第1号の「温度三十五度において圧力が一メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）」、第2号の「温度十五度において圧力が〇・ニメガパスカル以上となる圧縮アセチレンガス」、第3号の「圧力が〇・ニメガパスカルとなる場合の温度が三十五度以下である液化ガス」及び第4号中における「圧力」とは、ガスが温度上昇により理論上到達するはずの圧力（液化ガスの場合には、蒸気圧）をいい、機械的加圧、化学反応による圧力は含まないものとする。

(Ⅳ) 使用可能な温度計の明確化

○平成29年に発行されたJIS B 7549に規定される液体充滿圧力式指示温度計を一般則例示基準やコンビ則例示基準に既に明記されている温度計に追加する。
また、一般則例示基準・コンビ則例示基準における温度計の規定について、JISの廃止・更新に伴う反映を行う。

旧	新
1) JIS B7411-1(2014)一般用ガラス製温度計 ― 第1部：一般計量器 2) JIS B7411-2(2014)一般用ガラス製温度計 ― 第2部：取引又は証明用 3) JIS B7528(1979)水銀充滿圧力式指示温度計 4) JIS B7529(1979)蒸気圧式指示温度計 5) JIS C1602(2015)熱電対、JIS C1604(2013)測温抵抗体、JIS C1605(1995)シース熱電対JIS C 1611(1995)サーミスタ測温体を用い、温度による熱起電力又は電気抵抗の変化を利用して温度を電氣的に測定し 表示する装置	1) JIS B7414(2018)ガラス製温度計 2) JIS B7529(2017)蒸気圧式指示温度計 3) JIS C1602(2015)熱電対、JIS C1604(2013)測温抵抗体、JIS C1605(2021)シース熱電対又はJIS C1611(1995)サーミスタ測温体を用い、温度による熱起電力又は電気抵抗の変化を利用して温度を電氣的に測定し 表示する装置 4) JIS B7549(2017)液体充滿圧力式指示温度計
■ : 削除	■ : 追加

③ 容器保安規則等の一部を改正する省令等について（令和8年経済産業省令第56号）

(Ⅰ) JIS年号の見直し

(Ⅱ) 水電解水素発生装置に係る規制の合理化

(Ⅲ) 冷凍設備における冷媒ガスの変更に係る関連規定の整備

(Ⅳ) 水素出荷設備を併設する圧縮水素スタンドに係る技術基準の整備等

(Ⅴ) その他運用の適正化

(Ⅰ) JIS年号の見直し

例

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示

(溶接容器の防錆塗装)

第7条第1項第2号:工程(さび止め)の塗料の種類

旧

日本工業規格K5627(1995)ジンククロメートさび止めペイント

日本工業規格K5628(1995)鉛丹ジンククロメートさび止めペイント

日本工業規格K5633(1995)エッチングプライマー

新

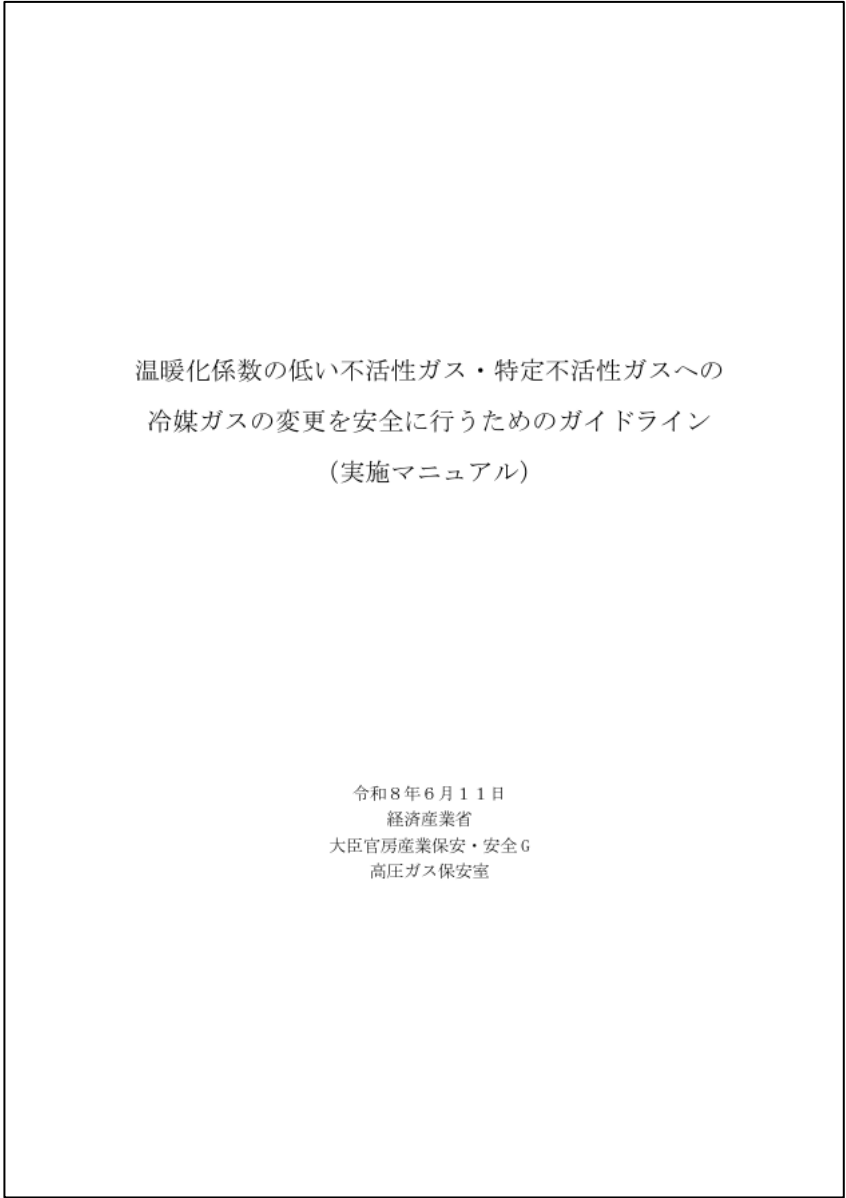
日本産業規格K5674(2019)鉛・クロムフリーさび止めペイント

日本産業規格K5633(2002) エッチングプライマー

(日本産業規格K5633(2010)による追補を含む。)

(Ⅲ) 冷凍設備における冷媒ガスの変更に係る関連規定の整備

温暖化係数の低い不活性ガス・特定不活性ガスへの
冷媒ガスの変更を安全に行うためのガイドライン
(実施マニュアル)が策定されました。



(Ⅱ) 水電解水素発生装置に係る規制の合理化

○国内規格に基づき安全対策が講じられた設備で運転管理がなされる
水電解水素発生装置に係る容器については、特定設備から除外する改正を行う。

○一般則例示基準、コンビ則例示基準において、
同国内規格に定められている保安措置に対応する新たな例示基準を制定する。

(Ⅳ) 水素出荷設備を併設する圧縮水素スタンドに係る技術基準の整備等

圧縮水素スタンドでは、燃料電池自動車に水素を充填するだけでなく、
水素出荷設備を設置して、水素カードルや水素トレーラーに充填する取組が始まっている。

圧縮水素スタンドにおいて、車両に固定した燃料装置用容器以外の容器にも
圧縮水素を充填する場合の技術基準を例示基準で示すとともに、
保安管理体制について整理を行う改正を行う。

(V) その他運用の適正化

○コンビナート地域の適正化

○複数自治体への特別充填許可申請に係る運用

○開放検査における「軽微な変更の工事」の対象の整理

○複合圧力容器に関する引用基準の改訂に伴う規定見直し

○ガス漏えい検知警報設備のJIS改定に伴う規定見直し

一般則例示基準 23.ガス漏えい検知警報設備及びその設置場所

酸素の特定高圧ガス消費施設へのガス漏えい検知警報設備設置が、必要になりました。

